

農家・死亡牛関連業者の皆様へ

平成31年4月1日より死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります

① **96か月齢以上の死亡牛**

② **起立不能等であった死亡牛【48か月齢以上】**

例：死亡前に歩行困難、起立不能または神経症状のあった牛

③ **BSEを疑う症状のあった死亡牛【全月齢】**

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛



上記①～③については、
BSE検査を行う必要があります

飼養牛が死亡した場合には、速やかにNOSAI家畜診療所、開業獣医師等に連絡し、指示書を作成してもらってください。

※死亡牛処理整理票に指示書を添付する必要があります。



ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

北海道〇〇家畜保健衛生所：電話番号